

特定健診、胃・肺・大腸・前立腺がん検診のお知らせ

特定健診・がん検診を実施しますので、今年まだ受診されていない方は、年1回、からだのメンテナンスとして、ぜひ、受診するようにしましょう。

☆☆☆健(検)診受診特典☆☆☆

健(検)診を受診された方で負担金有料者には、ひだかカード会が発行する「ひだかカード」のポイントを付与します。

特定健診(国保加入者のみ): 300ポイント

後期高齢者健康診査・がん検診・その他検診: 100ポイント

日 程

【日高地区】 11月17日(木) 日高こもれびホール

※使えない場合は日高老人福祉センターへ変更します。

(受付時間) 午前6:30～9:30

【門別地区】 11月24日(木) 厚賀会館(乳がん検診も同時実施)

11月25日(金)、26日(土) 富川公会堂

11月27日(日) 門別公民館

(門別公民館での実施が1日のみとなりました。)

(受付時間) 午前6:30～9:30 ※待ち時間短縮のため時間を区切って受付します。

健(検)診名	負担金	対象者
特定健診 (40～74歳以上) (75歳以上)	1,300円 560円	①平成29年3月31日までに40～74歳になる国民健康保険加入者 ②75歳以上の方 ③生活保護世帯の方 * 社会保険加入の被扶養者で今回の健診を希望する方は、全国健康保険協会から発行される受診券が必要ですので、扶養者の職場へお問い合わせください。 * 農協組合員で厚生連のドックを受けた方や医療機関で個別健診を受けた方など、すでに特定健診を受けた方は、対象から除きます。
胃がん検診 肺がん検診 (X線) (喀痰) 大腸がん検診	1,600円 500円 900円 800円	40歳以上の方 * 農協組合員で厚生連のドックを受けた方や医療機関で個別健診を受けるなど、すでに今回と同じ検査を受けている場合は、この検診の対象から除きます。
前立腺がん検診	2,000円	50歳以上の男性
乳がん検診 【11月24日 厚賀会館のみ】	(40～49歳) 2,000円 (50歳以上) 1,700円	乳房のエックス線撮影をします。40～49歳は2方向、50歳以上は1方向のエックス線撮影をします。 ※平成29年3月31日を年齢基準日とします。
肝炎ウイルス検診 (B型+C型) (C型のみ) (B型のみ)	700円 600円 100円	①昭和51年4月1日～昭和52年3月31日生まれの方 ②昭和17年～昭和51年3月31日生まれで、過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方
骨粗しょう症検診 (対象者) (対象外)	600円 2,060円	昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの女性 昭和26年4月1日～昭和27年3月31日生まれの女性 昭和31年4月1日～昭和32年3月31日生まれの女性 昭和36年4月1日～昭和37年3月31日生まれの女性 昭和41年4月1日～昭和42年3月31日生まれの女性 昭和46年4月1日～昭和47年3月31日生まれの女性 昭和51年4月1日～昭和52年3月31日生まれの女性 * 上記以外の方は対象外となりますが、受診は可能です。 ただし、対象外の場合は、生活保護・非課税世帯であっても負担金を徴収します。

健(検)診名	負担金	対象者
エキノコックス症検診	300円	小学3年生以上で、前回の検診から5年以上経過している方
成人歯科健診 (日高地区のみ)	無料	今回の健診の項目の一つとなっておりますので、ぜひ皆さん受診してください。

*ただし、骨粗しょう症検診の対象外の方を除き、生活保護世帯の方、住民税非課税世帯の方、昭和51年4月1日～昭和52年3月31日生まれの方は無料です。

生活保護・非課税世帯の方は、課税状況を調査するため同意書の提出が必要です。印鑑を持参のうえ、健康増進課、厚賀出張所、水・くらしサービスセンター、日高総合支所地域住民課へお越しください。

負担金の徴収

特定健診とがん検診の負担金徴収の取り扱いについて、判断基準が異なりますので、非課税世帯の方は、必ず同意書を提出してください。ご不明な点等があればお気軽にお問い合わせください。

申し込み・お問い合わせ先

【日高地区】日高総合支所 地域住民課 電話 (01457) 6 - 3173

【門別地区】日高町役場 健康増進課 電話 (01456) 2 - 6571

日高地区・門別地区ともに申し込み締め切りは、**11月1日(火)**です。

平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)及び 障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)のご案内

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々を対象とした【臨時福祉給付金】及び「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として【障害・遺族年金受給者向け給付金】が支給されます。

対象と思われる方の世帯等へ申請書類などを郵送しておりますので、期限までお早めに申請してください。また、申請書が届いていない方でも支給対象者と思われる場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

◇日高町の支給対象者となる方

【平成28年度 臨時福祉給付金】

平成28年度分町民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

【障害・遺族年金受給者向け給付金】

上記、「平成28年度 臨時福祉給付金」の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方。

ただし、すでに高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された方は対象外です。

◇支給額

【平成28年度 臨時福祉給付金】

支給対象者1人につき3千円。

【障害・遺族年金受給者向け給付金】

支給対象者1人につき3万円。

◇支給について

原則、平成28年1月1日において住民票がある市区町村から支給されますので、給付金を受け取るためには、平成28年1月1日において住民票がある市区町村へ申請を行う必要があります。



◇担当窓口・問い合わせ先

日高町役場 子育て福祉課 福祉グループ 電話 01456-2-6183